

大規模小売店舗立地法による届出

大型店が地域社会との調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺的生活環境への影響について適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献をしていくことが求められるため、大規模小売店舗立地法が制定されました。

法律の施行日	平成 12 年 6 月 1 日
目的	周辺地域の生活環境（交通、騒音、廃棄物等）の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保
届出対象店舗	店舗面積 1,000 ㎡超
届出先	愛知県（名古屋市内への出店は名古屋市）
届出項目	店舗面積・開店日・駐車場の位置及び収容台数・駐輪場の位置及び収容台数・荷捌き施設の位置及び面積・廃棄物等保管施設の位置及び容量・開店時刻及び閉店時刻・駐車場の利用できる時間帯・駐車場の出入口の数及び位置・荷捌きを行うことができる時間帯 等

手続きの流れ

